

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 8 月 31 日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 145 号）による租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）の一部改正及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和 5 年兵庫県条例第 27 号）による知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成 11 年兵庫県条例第 53 号）の一部改正に伴い、特定の民間再開発事業認定申請手数料を廃止するため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和５年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成１２年伊丹市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２第５７号を次のように改める。

(57) 削除

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）附則第３２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第１４５号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）第２０条の２第１４項に規定する事業に係るこの条例による改正前の伊丹市手数料条例別表第２第５７号に規定する特定の民間再開発事業認定申請手数料については、なお従前の例による。